

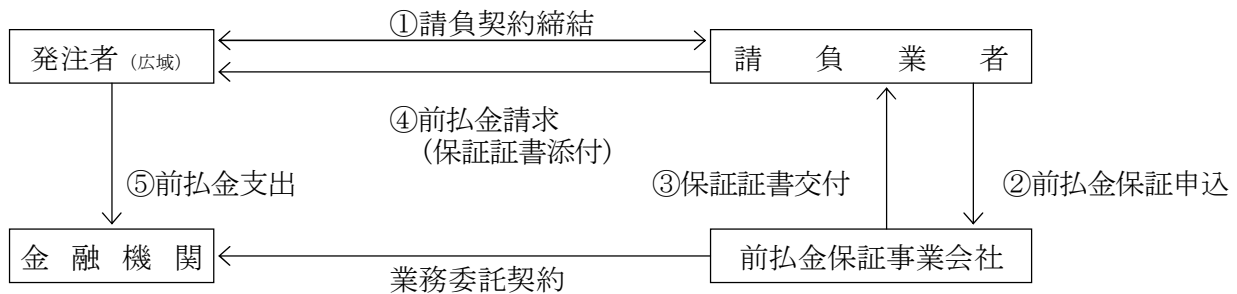
衣浦東部広域連合公共工事前金払取扱基準

この基準は、広域連合が発注する公共工事等において、地方自治法施行令（昭和22年政令第116号）附則第7条及び衣浦東部広域連合予算決算会計規則（平成15年衣浦東部広域連合規則第18号）第61条第2項の規定に基づく前金払（以下「前払金」という。）の取扱いについて定めるものとする。

1 趣旨

建設業界を取り巻く環境変化に鑑み、業者の調達資金の安定を図り、公共工事等の円滑かつ適正な施行を確保し、併せて建設業者の健全な育成に資する。

2 前払金の仕組み



3 前払金の対象となる事業

土木建築に関する工事及び土木建築に関する委託で設計・調査・測量等の公共工事前払金保証事業による保証の対象となるもので、契約金額が300万円以上の事業（消費税及び地方消費税を含む。）

4 前払金の有無の明示

前払金の対象となる事業については、入札（見積）条件として、あらかじめ入札参加者（見積者）に対し明示する。

5 前払金の率及び額の算定

(1) 前払金の率

契約金額の4割以内（衣浦東部広域連合工事施行に関する事務取扱基準第42条第2項）

(2) 額の計算式

$(\text{契約金額} - \text{消費税及び地方消費税の相当額}) \times 4 / 10$ （万円未満切捨て）

この額に消費税及び地方消費税の相当額を加算した額を前払金の額とする。

6 前払金の特例

2カ年度以上に渡る事業の前払金については、それぞれの年度において、出来高予定額の4割以内の額を支払う。

額の計算式は、

$$\text{初年度前払金} = (\text{「特約条項」の出来高予定額} - \text{消費税及び地方消費税の相当額}) \times 4 / 10$$

(万円未満の額は切捨て)

この額に消費税及び地方消費税の相当額を加算した額を初年度前払金の額とする。

$$\text{次年度前払金} = \text{この基準の5(2)で求めた額} - \text{前年度支払済前払金額}$$

7 前払金に係る諸経費の積算

前払金に係る諸経費の積算は、県の積算基準に準ずるものとする。

8 前払金の申請

前払金を受けようとする者は、前払金保証事業会社と保証契約を締結したのち、広域連合長に対して前払金支払の申請をする。

提出書類は、(1) 前払金請求書

(2) 保証証書

9 前払金の支払

広域連合長は、前払金請求書等受理後15日以内に、前払金専用の指定口座に振替する。

10 前払金があった場合の部分払の取扱い

部分払の額は、部分払をしようとする額から前払金の額に出来高の割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。